

令和 6 年 度

島根県公営企業（法適用企業）経営健全化審査意見書

令和 7 年 9 月

島根県監査委員

監 第 5 9 号

令和 7 年 9 月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

島根県監査委員 吉 野 和 彦

島根県監査委員 福 井 竜 夫

島根県監査委員 山 口 和 志

島根県監査委員 森 脇 俊 樹

令和 6 年度島根県公営企業（法適用企業）経営健全化審査
意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された島根県病院事業会計、島根県電気事業会計、島根県工業用水道事業会計、島根県水道事業会計、島根県宅地造成事業会計及び島根県流域下水道事業会計に係る令和 6 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を実施したので、別添のとおり提出します。

令和6年度 島根県公営企業（法適用企業）経営健全化審査意見書

令和7年9月4日

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された次の会計に係る令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を実施した。

島根県病院事業会計
島根県電気事業会計
島根県工業用水道事業会計
島根県水道事業会計
島根県宅地造成事業会計
島根県流域下水道事業会計

2 審査の方法

審査に当たっては、島根県監査基準に準拠し、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼をおき、島根県病院事業会計、島根県電気事業会計、島根県工業用水道事業会計、島根県水道事業会計、島根県宅地造成事業会計及び島根県流域下水道事業会計の令和6年度決算書及び地方財政状況調査表の数値により点検・照合を行うなど、慎重に審査を行った。

3 審査の結果

審査に付された島根県病院事業会計、島根県電気事業会計、島根県工業用水道事業会計、島根県水道事業会計、島根県宅地造成事業会計及び島根県流域下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

4 会計別の資金不足比率

いずれの会計も令和6年度決算において資金不足は生じていない。

会 計 名	令和6年度	前 年 度	経営健全化基準
島根県病院事業会計	－％	－％	20％
島根県電気事業会計	－％	－％	
島根県工業用水道事業会計	－％	－％	
島根県水道事業会計	－％	－％	
島根県宅地造成事業会計	－％	－％	
島根県流域下水道事業会計	－％	－％	

